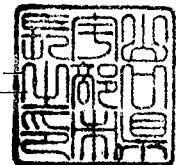


宇部市公告第 27 号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により公告し、下記のとおり縦覧に供する。

令和 3 年(2021 年)4 月 7 日

宇部市長 篠崎 圭



- 1 協議の場を設けた区域の範囲
二俣瀬地区（車地・甲石、善和東、善和下、善和上、瀬戸原、善和集落）
- 2 協議の結果を取りまとめた年月日
令和 3 年 3 月 30 日
- 3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況
法人 2 経営体、個人 1 経営体
- 4 対象地区の現状
農業者の減少と後継者不足により、管理できない農地が増加している
基盤整備が未実施のため、小規模な団地の農地が点在し集約化が難しい
- 5 対象地区の課題
後継者が決まっていない農地が 90%を占めている
営農類型から中心経営体による集積が難しく、地区外から受け手を誘導してくる必要がある
- 6 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針
入作を希望する認定農業者や認定新規就農者や地区外の経営規模拡大希望者を誘導し、農地の集約化を図る
- 7 6の方針を実現するために必要な取組に関する方針
耕作条件に基づく保全農地の選定、土壌にあった収益性の高い品目の検討、地元企業との連携、集落営農への取組みの検討、鳥獣及び病害虫による被害防止対策への取組み
- 8 縦覧期間
令和 3 年 4 月 7 日から令和 3 年 4 月 21 日まで